

令和3年度

産業基盤整備事業（仲嶺・上江洲地区）

基本設計業務

企画提案方式実施要領

令和3年6月

うるま市経済部産業政策課

## 1 趣旨と目的

本市は平成28年度に、今後5年間の産業振興の基本方針として「うるま市産業振興計画」を策定した。この基本方針のなかでは、「産業振興支援を通して企業収益力向上を目指す」として、経済波及効果の高い産業の集積を図るとしている。

また、「企業が操業しやすく、市民が働きたくなるような社会環境整備」とし、産業基盤を強化するための産業集積基盤の整備に向けた取組の実施を掲げている。

そこで本業務は、昨年度事業で策定した実施計画に基づき、計画地区（うるま市仲嶺及び上江洲地区の一部）における地権者及び地域住民の合意形成、事業化パートナー選定支援、現地測量調査、及び基本設計を実施し、安定的・持続的に発展する重要拠点を創出するための実現可能な整備事業を設計することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1)業務名：産業基盤整備事業（仲嶺・上江洲地区）基本設計業務
- (2)履行場所：うるま市仲嶺及び上江洲地区内
- (3)業務内容：別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (4)履行期間：契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで
- (5)提案上限額：46,508,000円（税込み）以下で契約を締結する。

## 3 応募者の資格

(1)このプロポーザルに参加する者は、うるま市入札参加資格者登録名簿に登録されていること。また、市内本社の土木設計又は測量事務所を含む原則2者で構成される共同企業体とし、各構成員は次の各号に求める要件を満たしていること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ③国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ④うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしていないこと。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- ⑦破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしていないこと。

(2)共同企業体の結成にあたっての要件

- ①応募に関する手続きは共同企業体を代表する事業者が行うこと。また、代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- ②当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- ③構成員のうち最小の出資者の出資割合は、原則30%以上でなければならない。

※共同企業体の結成については、共同企業体協定書（様式7）を提出すること。

### (3)代表構成員に関する要件

- ①うるま市入札参加資格者登録名簿に登録され、沖縄県内に本社、支社、又は営業所を有すること。
- ②募集する委託業務に必要とされる知識、実績又は同様の経験を有していること。
- ③本事業の遂行に必要な知識・人員・経営基盤を有し、資金等において十分な管理能力を備えていること。
- ④業務の実施にあたって、土地区画整理士、技術士（都市及び地方計画）またはシビルコンサルティングマネージャ(RCCM－都市及び地方計画)の資格を有する管理技術者を1名以上配置し、必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、十分な運営体制が整備されていること。

### (4)代表構成員以外の構成員に関する要件

- ①うるま市入札参加資格者登録名簿に登録され、沖縄県内に本社を有すること。
- ②担当する専門業務について、必要とされる知識、実績及び同様の経験を有し、専門業務に関する資格を有する担当技術者を1名以上配置すること。

## 4 参加表明書等の作成要領及び記載上の留意事項

### (1)参加表明書等の作成について

参加表明書等は別添、(様式1～5)より作成し、(様式1)を表紙として提出すること。

- ①企業の実績等(様式2)(様式2の2)
  - ・企業の実績等(様式2)は代表構成員、構成員についてそれぞれ作成する。
  - ・業務実績の概要(様式2の2)は過去10年以内の土地区画整理事業に関する調査又は設計業務実績とし、代表構成員のみが作成する。最大5件まで記載。
- ②業務実施体制(様式3)
  - ・業務を実施するにあたり、必要な人員体制を記載すること。
  - ・本業務は、管理技術者1名及び複数名の担当技術者からなる体制を想定している。
  - ・他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、委託する業務の内容再委託先、及びその理由を記載すること。
- ④管理技術者及び担当技術者の経歴(様式4)(様式5)
  - ・本業務を担当する予定管理技術者及び予定担当技術者の過去10年以内の土地区画整理事業に関する調査及び設計業務の経歴を記載すること。
  - ・実績がテクリスに登録されている場合はテクリスの写しを添付し、登録されていない場合は、実績が証明できる書類の写しを添付すること。
  - ・実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする。
  - ・配置予定人員の配置に係る資格を証するもの

※提出された書類は返却いたしません。

## 5 参加表明書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- (1)期間：令和3年6月11日（金）～令和3年6月21日（月）午後5時まで  
 (2)提出方法：持参又は郵送。郵送提出の場合は、提出期間必着とする。  
 (3)提出部数：1部（原本1部、写し1部）  
 (4)提出先：19 問合せ先に同じ

## 6 参加表明書の評価基準

参考表明書は以下に示す評価基準で選定し、上位3者には令和3年6月18日（金）までに企画提案書の提出依頼を通知します。

(1)参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは以下のとおりとする。

評価項目		評価の着目点	判断基準	配点
企業の評価	実績等	過去10年間に同種又は類似業務等の実績	企業の実施等（様式2の2）で記載のあった実績について、同種業務を1件あたり2点、類似業務を1件あたり1点とし、最大5件まで評価対象とする。6件以上申請があった場合は評価しない。	最大10
		予定管理技術者の保有資格	以下の順位で評価する。 ①技術士（都市及び地方計画）及び土地区画整理士の登録がある。 ②技術士（都市及び地方計画）の登録がある。 ③RCCM（都市及び地方計画）及び土地区画整理士の登録がある。 ④RCCM（都市及び地方計画）の登録がある。 ⑤上記に該当しない場合は加点なし。	6 4.5 3 1.5 0
予定管理技術者の評価	資格・実績等	過去10年間に同種又は類似業務等の実績	予定管理技術者の経歴（様式4）で記載のあった実績について、同種業務を1件あたり2点、類似業務を1件あたり1点とし、最大3件まで評価対象とする。4件以上申請があった場合は評価しない。	最大6
		予定管理技術者の保有資格	以下の順位で評価する。 ①技術士（都市及び地方計画）及び土地区画整理士の登録がある。 ②技術士（都市及び地方計画）の登録がある。 ③RCCM（都市及び地方計画）及び土地区画整理士の登録がある。 ④RCCM（都市及び地方計画）の登録がある。 ⑤上記に該当しない場合は加点なし。	4 3 2 1 0
予定担当技術者の評価	資格・実績等	予定管理技術者の保有資格	以下の順位で評価する。 ①技術士（都市及び地方計画）及び土地区画整理士の登録がある。 ②技術士（都市及び地方計画）の登録がある。 ③RCCM（都市及び地方計画）及び土地区画整理士の登録がある。 ④RCCM（都市及び地方計画）の登録がある。 ⑤上記に該当しない場合は加点なし。	4 3 2 1 0

	過去 10 年間に 同種又は類似 業務等の実績	予定担当技術者の経歴（様式 5）で記載のあった実績 について、同種業務を 1 件あたり 2 点、類似業務を 1 件あたり 1 点とし、最大 2 件まで評価対象とする。 3 件以上申請があった場合は評価しない。	最大 4
<b>合計（参加表明書）</b>			<b>30</b>

※同種業務とは区画整理事業に関する区画整理事業調査業務及び基本設計業務とする。

※類似業務とは同種業務以外の区画整理事業に関する調査及び設計業務とする。

## 7 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 企画提案書等の作成について

企画提案書等は別添、（様式 6）を表紙として提出すること。

#### ① 業務実施方針及び手法（様式自由、A4 版横）

- ・ 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら、業務の実施方針及び手法、業務遂行上の配慮事項、実施フロー等を記入すること。
- ・ 枚数は 2 枚以内とし、簡潔にまとめること。

※提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名、人物名等）及び説明をしてはならない。

#### ② 特定テーマについての企画提案（自由様式）

- ・ 特定テーマ 1 「仲嶺・上江洲地区における産業用地確保に向けた都市計画及び区画整理事業計画の円滑で効果的な進め方について」
- ・ 特定テーマ 2 「準備組合設立及び事業化パートナー選定に向けた効果的な取組みについて」

上記 2 つの提案をすること。

- ・ 枚数は各テーマ A4 版横 2 枚以内とし、簡潔にまとめること。

※提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名、人物名等）及び説明をしてはならない。

#### ③ 業務工程（自由様式、A4 版横）

- ・ 本調査の作業項目毎に実施期間を実線で記入する。

#### ④ 経費積算（自由様式、A4 版横）

- ・ 本業務遂行に必要な経費を計上するものとし、積算内訳を添付すること。

## 8 企画提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 期 間：令和 3 年 6 月 22 日（火）～令和 3 年 7 月 2 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法：持参又は郵送。郵送提出の場合は、提出期間必着とする。

(3) 提出部数：10 部（原本 1 部、写し 9 部）

(4) 提 出 先：19 問合せ先と同じ

## 9 実施要領等に関する質問の受付及び回答

- (1)質問方法：別添、質問書により、持参、FAX又はEメールにて行う。
- (2)受付期間：令和3年6月11日（金）～令和3年6月17日（木）17時まで
- (3)質問回答：質問の回答は随時、ホームページで公表する。
- (4)提出先：19 問合せ先に同じ

## 10 見積りにかかる留意事項

- (1)本業務の見積りは、業務委託仕様書の「第2章 業務内容」に沿って作成するものとする。
- (2)直接人件費については、業務委託仕様書の「第2章 業務内容」第8条の項目毎に「職種名」、「職種毎の人・日数」、「単価」、「金額」を明記した内訳とすること。
- (3)直接経費は、成果品毎にかかる経費等の内訳とすること。
- (4)諸経費率は、本業務が工事を目的とした内容ではないため、国土交通省または農林水産省が所管する工事等の実施に係る諸経費率を安易に用いないこと。

## 11 プレゼンテーションの実施

- (1)開催日時：令和3年7月8日（木）午前（予定）
  - (2)会場：うるま市役所 西棟3階 第一会議室
  - (3)割当時間：プレゼンテーション20分、質疑応答10分、合計30分とする。
  - (4)出席人数：1業者当たり3人以内とする
- ※プレゼンテーションの日時及び開催場所は提案者へ別途連絡する。
- ※プレゼンテーションソフトを使用する場合は、各提案者で機材を準備すること。企画提案書に基づいた提案説明のみとし、補足説明として追加資料による説明は認めない。

## 12 審査方法等

- (1)選定委員会  
受注者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査する。委員は、うるま市職員で構成する。
- (2)受注候補者の選定
  - ①選定方法
    - ア 選定委員会において、②審査基準に基づき各委員が評価点の合計を100点満点として評価する。委員ごとに最も評価点の低い順位の者を順位点1点とし、その後順位が1つ上がるごとに順位点1点を加算し、提案者ごとに単純集計し、順位点の合計点数により評価順位を決定し、最上位者を委託先候補者とする。  
また、順位点が並んだ場合は、委員長の順位が高い者を上位とする。
    - イ アの結果は、企画提案書等提出者（以下「提案者」という。）に書面で通知する。
    - ウ 虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。
    - エ 委員会は非公表とし、審査内容及び審査経過についても公開しない。

## ②審査基準

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点	
実施方針・ 実施フロー・ 工程表・ その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	
	業務実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10	
	工程表	業務量を的確に把握し、工程計画の実現性が高い場合に優位に評価する。	5	
評価テーマに対する企画提案	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性など条件との整合性が高い場合、必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する	10
		実現性	提案内容に説得力がある場合、提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する	10
		独創性	専門的な知見に基づく新たな提案や高度の検討・解析方法の提案がある場合に優位に評価する	10
	評価テーマ2	評価テーマ1と同じ判断基準において各項目5点で評価する。	15	
合計（企画提案書）			70	

## 13 受注候補者と契約締結に向けた協議

委託業務の内容及び契約条件について協議を行い、合意したのち業務委託契約を行う。ただし、諸事情により受注候補者と契約が締結できなかった場合は、次点者と契約に関する協議を行う。

## 14 失格事項

次のいずれかに該当する提案者は、失格（選定対象から除外）とする。

- (1)参加資格のない者が申請した場合。
- (2)企画提案書等が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3)企画提案書等において、不備、違法行為、虚偽等の内容が記載されている場合。
- (4)申請に求められている義務を履行しなかった場合。
- (5)受注業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- (6)他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談を行った場合。
- (7)選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合。
- (8)プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- (9)契約締結までの期間に参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- (10)その他、選定結果に影響を及ぼすと選定委員会が不適格と認める場合。

## 15 審査対象除外

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1)審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2)事業者選定終了までに、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (3)提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5)記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (6)虚偽の内容が記載されているもの
- (7)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 16 審査結果

プレゼンテーション実施後、審査結果を令和3年7月9日（金）までに参加者に対して通知し、審査結果についての異議は認めないものとする。選定した契約候補者とうるま市において仕様の詳細を確定させたうえで、業務委託契約を締結する。

## 17 特記事項

次に掲げる要件を満たし、了承できること。

- (1)受託者は、業務の遂行にあたり十分にうるま市と打合せを行うこと。また、疑義が生じた場合は、うるま市の指示を受けること。
- (2)受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (3)本事業の実施により得られた個人または企業情報は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。
- (4)受託者は、本事業の実施により得られた個人または企業情報を、本事業履行期間及び履行後において他に漏らしてはならない。
- (5)本業務を受注した共同企業体及び各構成員は、仲嶺・上江洲地区準備組合が公募予定の事業化パートナーになることはできない。

## 18 その他留意事項

- (1)プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2)プロポーザルの参加に際して、提出した書類は返却されないものとする。

## 19 問合せ先

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市本庁舎西棟 1階

うるま市 経済部 産業政策課 産業政策係

担当者：上運天、大石根

TEL：(098)923-7611 FAX：(098)923-7623

Email：sangyou-ka@city.uruma.lg.jp